

申告をお忘れなく!! 平成19年に所得が減って所得税が課されなかった方が対象です



税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受けた方については、平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を減額し、納付済の場合は還付します。

※この措置は、「平成19年分の所得税が課税されない程度の所得となった方」を対象としており、所得税の住宅ローン控除の適用などにより、平成19年分の所得税が課税されない場合は対象となりません。

対象となり得る方は、例えば…

- 出産や病気のため長期休職されていた方
- 定年退職された方や依願退職された方
- 自営業で業績悪化のため大幅に所得が減った方

以上のような方で、平成19年分の所得税が課されなかった場合は、この措置の対象になる可能性があります。

所得変動に係る経過措置による住民税の還付を受けるためには申告が必要となります。

申告書は、市区町村で配布する所定の様式に、住所、氏名、生年月日などを記載していただくだけの簡易なものになっています。

なお、申告後、市区町村では還付の対象になるかどうかの審査を行い、申告を行った方に対しその結果を通知します。還付の対象となる方については住民税の還付の手続を行います。適正に審査を行うために収入の状況等の確認が必要となることから、結果通知までに時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

対象になると思われる方には、通知をさし上げています。

お問い合わせ 鏡野町役場 税務課 ☎0868-54-2985

申告期間

平成20年
7月1日～31日まで

申告先

平成19年1月1日
の時点でお住まい
の市区町村

「第1回 認知症介護者の集い」のご案内

認知症について正しい知識や適切な対応方法を学ぶとともに、家族が交流をして悩みを話し合い、相談する場として「認知症介護者の集い」を下記のように開催します。

- ◇と き 平成20年 7月8日(火)
14時～15時30分 (受付13時30分～)
- ◇ところ 鏡野町保健センター
(鏡野町竹田660 鏡野町役場隣 町民センター内)
- ◇対象者 鏡野町内の認知症のご家族を介護している方
- ◇内容 座談会 ～認知症の介護 一人で悩んでいませんか?～

集いで
元気を!!
～「集い」に参加して、
学びあい、情報交換、
交流をしましょう～

同じ思いの介護者同士で、専門医を囲んで語り合いましょう!

☆アドバイザー (助言者) 積善病院医師 近藤啓子先生

※準備の都合上、お手数ですが、事前にお申込みください。
※先生へのご質問: 今悩んでいること・聞きたいこと等、できれば申込みと合わせて簡単にご連絡いただければ幸いです。

申込み・問合せ先:

地域包括支援センター (役場福祉課内)
電話 (0868) 54-2986
FAX (0868) 54-2891